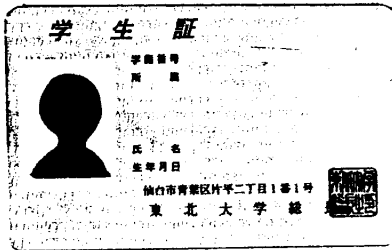


学生協ニュース

No.2

東北大学学生生活協議会広報委員会

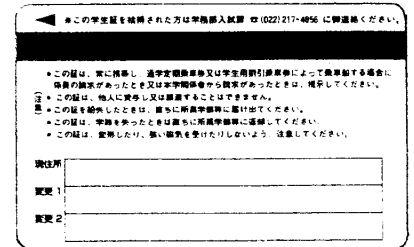


(学生証の表)

学生証交付

交付に際して乱暴な行動

不法入寮者も学部で交付



(学生証の裏)

新生への学生証の交付は、4月20日(火)から国際文化研究科等事務の教務窓口で始まりしました。しかし、一部の新生についてはその場では渡されませんでした。その理由は「学生記録カード」等の記載に不備があったからです。今年度の新生の中には少数ではありますが、各学部での新生オリエンテーションの際に「学生記録カード」等を提出しなかったり、提出しても現住所欄が空白であったり、大学が入寮を認めていない学寮の住所を記入したものがありません。

大学は正しい書類の提出を指導する立場にありますので、学生証を交付するに際して、先ず本人に直接事情を確かめる必要がありました。また、“記載不備”の新生が度々の指摘や注意・警告を受けたにもかかわらず、入寮募集停止中の有朋寮・日就寮の二寮のいずれかに、不幸にも入寮したのであったなら、大学はその新生に、不法な入居を続けばどのような事態になるかを説明し、直ちにその寮を出るように説得して、その新生の経済的状況に応じたアパート・下宿等の紹介をする必要があります。もちろん二寮への入居とは関係なく単に不注意故の不備であっても正しく記載するよう指導をしなければなりません。

このようなわけで、“記載不備”の新生には4月22日(木)にそれぞれの所属する学部の教務の窓口に来てもらい、まず不備を指摘し、入居先を確認のうえ、特に入寮募集停止中の有朋寮・日就寮の二寮に入居したのものについては上記のような説得を行い、直ちに寮を出るように勧告したうえで学生証を交付することとしました。

このように所属学部での交付になったのは“記載不備”の新生すべてであって、特に有朋寮・日就寮の二寮の入居者を対象にしたわけではありません。従って、寮連等が主張する、いわゆる「新入寮生」に対する「差別待遇」の事実はありません。

この間、4月20日(月)昼に、上記二寮の寮生と見られる者約20名が、国際文化研究科等事務の教務の窓口には押しかけ、有朋寮・日就寮の二寮に入居させてしまった新生に、なぜ学生証をわたさないか、直ちに学生証を交付しろ等と約20分にわたって執拗に要求するとともに、3～4名が教務の事務室内に無断で侵入し、うち1名が学生証の束を無断で探し不法入寮者の学生証の有無を確認する等事務の業務を妨害する行為がありました。このような乱暴や迷惑行為を大学は決して認めることは出来ません。